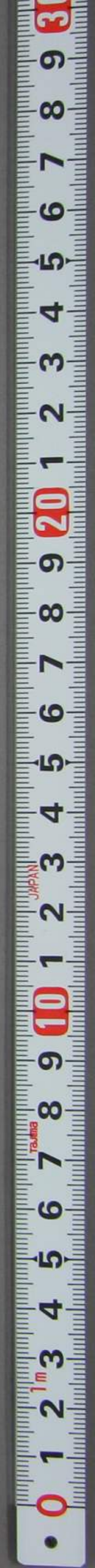




糸育交換所定規附加
發行 千八百七十三年一月一日

883



414
A 3387



紐育交換所定規

第一条 此會社ノ名称ハ「紐育交換所社中」ト定ムヘシ
 第二条 本社中ノ主意タルヤ社中諸銀行ノ間ニ起レル
 日々ノ交換ヲ一所ニ於テ行ヒ其交換ヨリ生ズ
 ル差引残高ノ辻拂ヲ同所ニ於テ辨スル 在リ然レ
 氏本社中ハ斯ル交換ニ関シ又斯ル交換ヨリ生
 スル差引残高ニ係ハリ一切其責ニ任スルコトナク且
 之ヲ確實ニ支配人ノ手ニ任拂フヘキ關係アルコト
 ○本社中ノ責任ハ又配人ノ假リニ受取タル金額ヲ
 其債方ノ諸銀行ニ對シ信實ニ配分スルノ一事ニ止
 ルモノナリ故ニ若シ此差引残高又配人ノ保護ニ係
 ルノ際失却ノ事起リタルキハ下文ニ記載スヘキ交
 換所ノ諸入費ト同様ノ割合ヲ以テ社中一般ノ銀行

大正十一年四月
大隈侯爵邸寄贈

ニテ其損失ヲ荷ヒ之ヲ任辨フヘキナリ

第三条 現今本社中ハ左ニ示セル社員ニテ成立ツモル

ナリ

バンク、オフ、ニューヨーク、ヨルク	モルカンタイル、バンク
マンハッタン、コムペニー	ペシファイック、バンク
モルチヤンツ、バンク	バンク、オフ、リバプリック
メカニックス、バンク	チヤム、バンク
エニオン、バンク	ビイプルズ、バンク
バンク、オフ、アメリカ	バンク、オフ、ノルス、アメリカ
フェニイックス、バンク	ハノウブル、バンク
シテイ、バンク	アルビング、バンク
ノルス、リバル、バンク	メトロポリタン、バンク
トレイヴメンズ、バンク	シテイ、バンク

ファルトン、バンク	ニツカル、バンク
ケミカル、バンク	グロソウルズ、バンク
モルチヤンツ、エキスキエング、バンク	エムパイル、シテイ、バンク
ナシヨナル、バンク	オソウ、バンク
ブツキヤルズ、エシド、ドローバルズ、バンク	イースト、リバル、バンク
メカニックス、エシド、トレイドルズ、バンク	モーケット、バンク
グリーンウイフ、バンク	セイント、ニコラス、バンク
レゾル、マニエフアクキニールズ、バンク	シウ、エシド、レゾル、バンク
バンク、オフ、ゼ、ステイト、オフ、ニューヨーク	セントラル、バンク
アメリカン、エキスキエング、バンク	コンテイチンタル、バンク
メカニックス、バンク、オフ、アソシエーション	バンク、オフ、ゼ、カウマンウエルズ
バンク、オフ、エムメルズ	オリ、エンタル、バンク
ボウアルイ、バンク	マリイン、バンク

ブロードウェイ、バンク
オウシヨン、バンク

アトランティック、バンク

第四條 本社中ニ加入シタル各銀行ハ毎集会ノ節一名
乃至其ノ重ナル役員ヲ派出シテ自家ノ事ヲ代理
セシメ而シテ投票ハ一票ヲ以テ限ルヘシ

第五條 本社中ノ総集会ハ毎年十月第一火曜日ノ午后
一時交換所ニ於テ開クベシ○毎年期集会ノ節ハ投
票ヲ以テ議長一人ヲ撰任シ当日并年申諸集会ノ事務
ヲ監督セシムルモ此議長欠席スルコトアルニ方リ一
時係ニ議長ヲ定ムヘシ○又右集会ノ節ハ投票ヲ以
テ幹事一人ヲ撰任スベシ

第六條 何時ニ拘ハラズ社中ノ集会ヲ成スヲ以テ急務
トナシ或ハ社中七銀行ヨリ集會ヲ成サンコトヲ願出

ル時ハ交換所委員ノ通達ニ因リテ臨時集会ヲ開ク
ヘシ

第七條 總テ集会ノ節事務ノ取扱ヲ成スベキ定負ハ社
中總銀行ノ半数以上ニ限ルベシ

第八條 毎年期集会ノ節ハ投票ヲ以テ諸銀行ノ役人中
ヨリ五名ノ定委員ト為スヘキ者ヲ撰任シ之ヲ役員
所委員ト稱シ此委員ヲレテ時々交換所ノ為メニ適
宜ナル場所ヲ設ケ必要ナル書籍、文具、家器、薪柴其他
總テ事務取扱ノ便利ノ為メ欠ク可ラサル物品ヲ備

ヘ又毎年一名ノ役員ヲ命シ且費用ノ人負ヲ課シ
テ書記役ヲ擧ケ又本社中ノ進歩上ニ関シ諸般ノ事
務ヲ管理スルカ為メ樞要ノ案件ニレテ此定規ニ載

セサルモノアルヲ認視スルニ至テ其規則ヲ設立ス

ル等ノ事ヲ掌ラシム○交換所委員ハ本社中ニ属セ
ル財本ヲ管掌シ各銀行ヨリ諸入費ノ割前ヲ課収
又其撰任セラレタル後社中ノ第一集会ノ節交換所
ノ終年費用ヲ支フルカ為メニ須要ナル諸入費ノ
明細預算書ヲ差出スヘキナリ

第九條 支配人ノ給料ハ常則社中ニテ之ヲ定限シ各記
役ノ給料ハ交換所委員之ヲ定限スベシ○支配人ハ
一万弗ノ金額ヲ保証スヘキ証書ヲ差出シ又各各記
役ハ交換所委員ノ承引ヲ得ルカ為メ五千弗ノ金額
ヲ保証スヘキ証書ヲ差出スヘキナリ

第十條 又配人ハ交換所委員ノ令下ニ属スト茲氏總テ
交換所ノ事務上ニ於テ尋常ノ取扱ニ係ハル条件ハ
直ニ其取扱ヲ成スベシ然レ氏交換所ノ各記役及社

中ノ諸銀行ヨリ派出セル額及方他ノ諸銀行ヨリ形配
スル額及配達方他ノ諸銀行配達スル者ハ交換所ニ在ル
ノ同總テ交換所委員ノ指令ヲ俟ツヘキナリ

第十一條 交換所委員ハ其所見ニ任セ本社中ノ為メニ
有益トナスニ至テ何時ナリトモ又配人或ハ書記役
ヲ免スルノ権カヲ有スベシ

第十二條 交換所ニ於テ交換ヲ成スノ時刻ハ午前十時
ヲ以テ定刻ト為スベシ○十二時三十分ヨリ午後一
時三十分迄ノ間ニ一般借方ノ諸銀行ヨリ其負ノ所
差残高ヲ支配人ニ任辨ラベシ但此任辨ハ分數ノ
高ヲ除クノ外金貸合衆國本位紙幣或ハ下文ニ記載
スル所ノ証各ヲ以テスヘキナリ○午後一時三十分
ニ至リ或ハ諸計美終リテ證據立ノ濟ニタルヤ否ヤ

債方ノ諸銀行ハ其關係セル借方ノ銀行ニテ任拊ヒ
タル差引残高ヲ支配人ヨリ受取ルベシ○本社中ノ
集会ハ節出席ハ人負四分三ノ投票ヲ以テ交換差
引残高ノ決美ヲ成スノ時限ヲ変更スルヲアルベシ
第十三条 本社中何レノ銀行ニテモ若シ其負フ所ノ爲
引残高ヲ任拊フヘキ適當ノ時限ニ於テ交換所ニ出
席セサルキハ右差引残高ノ金額ハ其欠席セル銀行
ト交換ヲ成サンコトヲ要スル諸銀行ヨリシテ当日交
換ノ結局ニ至リ其負フヘキ差引残高ニ割合ヒ速ニ
之ヲ支給スベシ而テ支配人ハ可成的少時ノ遅刻ニ
シテ一般ノ決美ヲ終ルヘキ様企望スヘキナリ○此
方法ニ依リテ欠席セル銀行ノ爲メニ其關係ノ諸銀
行ヨリシテ交換所ニ支給シタル金額ハ固ヨリ諸銀

行ニ取リテ彼ノ欠席セル銀行ニ對スル請求權利ヲ
ルベシ然レ氏前条ニ於テ記載セシ如ク本社中ニテ
ハ該事ニ就テ一切其責ニ任スルコトナシ
第十四条 交換上ニ於テ生スル謬誤並切手ノ返却或ハ
其他ノ情由ヨリ起ル請求ハ一般其關係ノ銀行ト銀
行トノ間ニテ直接ニ其始末ヲ辨シ本社中ニハ全ク
若カキ情由ニ干渉シテ責任ヲキカ故ニ交換所ヲ經
テ之ヲ辨スルコトヲ要スヘカラス
第十五条 交換所ニ於テ受取タル金債或ハ合衆國本位
紙幣ニテ囊中或ハ紙包中ニ入レ交換所委員ノ設之
セル規則ニ從ヒ封印ヲ爲シ記号ヲ附シタル者ノ謬
誤並不足ニ關係セル一般再度ノ請求ハ右金債或ハ
紙幣ヲ受取タル銀行ヨリ直接ニ其囊或ハ紙包ニ封

印ヲ為シ記号ヲ附シタル銀行ニ對シ翌日午前一時
ニ至リテ之ヲ辨スベシ本社中ニテハ此ノ如ク封
ヲ為シタル囊中ハ紙包中ノ入高ニ関シ責任ヲキ
故ニ何レハ銀行ニテモ欺ル謬誤ヲ察見スルニ及テ
即刺之ヲ其關係ノ銀行ニ通知スヘシ
一般交換ヲ成シタル切手為換手形紙幣ノ類ニテ品
位惡キカ或ハ其誤送ニ因リ之ヲ返還セントテ要ス
ルトアル時ハ該銀行ヨリ直ニ之ヲ其關係ノ銀行ニ
返還スベシ而テ此返還ヲ受ケタル銀行ハ交換所ヲ
經テ右切手為換手形紙幣ノ類ヲ受取リタル銀行ニ
對シ即刺金貨或ハ本位紙幣ヲ以テ同金額ヲ償却ス
ヘシ而テ以下千八百六十一年然レハ裏谷若クハ遠
式ニ関シテ返還セラレタル切手為換手形紙幣ノ類

ハ其返還ヲ受ケタル銀行ニテ証狀立テ成ヌハ後再
ヒ翌朝ニ交換ニ際シ一銀行ニ對シ五千弗ニ過キサ
ル額高ヲ辨度ストテ得ベシ
第十六條 交換所社中ニ加入シタル各銀行ハ左ニ記載
スル諸計表ノ平均高ヲ廣告スルカ為メニ其景況ヲ
記セル週報ヲ作りテ支配人ニ差出スヘキナリ
第一 貸付金並割引
第二 正金
第三 本位紙幣
第四 流通
第五 預り金
第十七條 本社中ノ諸銀行ハ常ニ社中ノ一銀行或ハ總
督府ニ於ケル合衆國副金庫官ニ委任シ一ノ貯藏所

ヲ設ケ置キ社中何レノ銀行ヲ論セス其安全ナル貯
藏ヲ要スルニ方リ金貨或ハ合衆國本位紙幣ヲ送
致シ格段ナル信用ヲ以テ之ヲ預カヘテ場所ト爲ス
ヘシ○此貯藏所ニテハ適當ノ式ニ依リ計善便利ノ
爲メ右金貨或ハ合衆國本位紙幣ト引換フヘキ証
券ヲ發行スベシ尤モ此證券ハ只社中諸銀行ノ間ニ於
テノ讓渡ヲ成レ又交換所ニ於テ互ニ差引残高ノ
仕拂トシテ用ウルヲ得ルモノナリ○所謂金貨或
ハ合衆國本位紙幣ノ別段預ハ各銀行ノ都合ニ依リ
之ヲ成ストモ成サルトモ全ク其勝手タルベシ而
テ此別段預ノ金貨乃至紙幣ハ社中何レノ銀行ヲ問
ハス現在其証券ヲ所持セル銀行ノ全キ所有物ナル
カ故ニ貯藏所ニテハ何時ナリモ銀行時間ニ正シ

キ証券ヲ出シテ引出スヲ要ル銀行アルニ方リ
之ヲ渡スヘキ主意ニ因リテ之ヲ貯藏スベシ
第十八條 集会ノ節ハ何時ナリトモ新社負ノ本社中ニ
入ルヲ許スヘシ尤モ新社負ハ元来ノ社負ト同様ノ
手續ヲ履ニ此定規ニ從ヒ左ニ示セル如ク其資本金
ノ多寡ニ應シテ入社料仕拂フヘキナリ
資本金ノ高五十万弗ヲ過キサル銀行ハ十弗ヲ拂フベシ
五十万弗以上ニシテ一百万弗ヲ過キサル者ハ二十弗ヲ拂フベシ
一百万弗以上ニシテ二百一十萬弗ヲ過キサル者ハ三十弗ヲ拂フヘシ
二百一十萬弗以上ニシテ三百一十萬弗ヲ過キサル者ハ四十弗ヲ拂フベシ
三百一十萬弗以上ニシテ五百一十萬弗ヲ過キサル者ハ五十弗ヲ拂フベシ
五百一十萬弗以上ニシテ七千弗ヲ拂フベシ
交換所社中ノ銀行何レモ其資本金ヲ増殖スルニ方

ハ右ニ記セル割合ヲ以テ増加ノ金額ヲ仕拂フベシ
新社員ノ入社ハ現在ノ社員四分ノ三ノ投票アル
非サレバ之ヲ許スコトカルベシ但此ハ社ヲ許ス
方リ本社中ノ便益トナスヘキ事情アルハ現在ノ
社員四分ノ三ノ投票ヲ以テ更ニ或ル約定ヲ談クル
ト勝手タルベシ

第十九条 毎年期集會ノ節ハ諸銀行ノ役人中ヨリ五名

ノ定委員撰任シ此委員ヲシテ本社中ニ加入スルヲ
願フ銀行アルニ際シ其檢査ヲ成スノ事務ヲ掌ラシ
ムハシ

第二十条 何レノ銀行ヲ向ハス集會ノ節社中諸銀行ニ

テ社中ヨリ之ヲ除キニ是レリト爲セル事由アル時
ハ之ヲ除キ而テ總テ交換所ノ時許ヨリ禁止スルコト

ヲ得ベシ

第二十一条 毎年期集會ノ節ハ諸銀行ノ役人中ヨリ五

名ノ定委員ヲ撰任シ此委員ヲシテ交換所委員ノ裨
後ヲラレメ社中何レノ銀行ニ拘ハラス非常ノ事故
アル時ハ其事ニ付社中ノ詮議決定スルニ至ル迄交
換所ノ時許ヨリレテ右銀行ヲ差止ルノ權カク有ク
シムルニ然レバ欺ル差止ハ所謂兩委員ノ少クトモ
半数以上其処置ニ就テ同意ナルカ或ハ投票全ク一
致スルニ非サルヨリハ之ヲ行フコトカルベシ○斯
ル差止行フヘキ場合ニ於テハ其莫ク衆議ヲ需ム
ルカ否トニ交換所委員預ノ社中ノ總集會ヲ開クベ
シ

第二十二条 本社中ノ銀行ハ何レモ其自由ニ任セ退社

スルヲ得ベシ尤モ此場合ニ於テハ第一ニ交換所
ニ於テ生シタル諸般ノ失賞相當ノ割合ヲ以テ仕打
ヲ成シ而テ其退社セント企望スル旨ヲ交換所委員
ニ届出ツルハキナリ

第二十三条 交換所ノ諸入賞ハ諸銀行ノ用ニ給スル利
行ノ入賞是レ社中ニテ平等ニ割合フヘキ費用ヲ除
キ本社中ノ諸銀行ニテ左ニ示ス如ク各其資本金ノ
多寡ニ應シテ仕掛フヘキナリ

資本金ノ高五十万弗ヲ過キサル銀行ハ百弗ヲ掛フヘシ
五十万弗以上ニシテ百万弗ヲ過キサル者ハ二百弗ヲ掛フヘシ
百万弗以上ニシテ二百万弗ヲ過キサル者ハ三百弗ヲ掛フヘシ
二百万弗以上ニシテ三百万弗ヲ過キサル者ハ四百弗ヲ掛フヘシ
三百万弗以上ニシテ五百万弗ヲ過キサル者ハ五百弗ヲ掛フヘシ

五百万弗以上ハ 七百五十弗ヲ掛フベシ

第二十四条 毎年期集会ノ節ハ諸銀行ノ役人中ヨリ五
名ノ定委員ヲ撰任シ之ヲ「中裁委員」ト稱シ社中諸銀
行ノ間ニ爭論ヲ生スルヲアルニ方リ其双方ヨリ告
クル旨趣ヲ聽キ之ヲ断スルノ事務ヲ掌ラシム此中
裁委員ノ欺レ訴訟ノ摘要各ヲ作リ一々其裁断ノ趣
ヲ附シ預メ備フル各冊中ニ記載シ交換所ニ於テ之
ヲ藏メ置キ一般社員ノ検閲ニ供スベシ

第二十五条 府下或ハ遠地方ニ在リ本社中ニ加入セザ
ル銀行ニシテ預メ社中ノ諸銀行ト約束ヲ成シ社中
一銀行ノ名号ヲ藉リ交換所ニ於テ其交換ヲ成ス付
ハ此交換ヲ引受タル銀行長引受ノ約束ヲ解ントス
ルニ方リ前以テ其更ヲ社中ノ總銀行ニ通知スルニ

大蔵省

非サレハ如何ナル場合ナリトモ之ニ止ムルヲ得
ス但シ此通知昏ハ各銀行ニテ之ヲ領収スルノ上翌
朝ノ交換全ク終ルニ至ル迄ハ其用ナカレベシ

第二十六章 此定規ハ本社中ノ総集會ノ節投票ノ多数
ニ因リ一般社員之ニ同意スルニ至リテ其採用ノ為
ノ本社員ト定メタル諸銀行ノ取締役所ニ渡スベシ
而テハ銀行全數ノ過半ニテ採用シタル上ハ此定規
ヲ以テ充分勢力ヲ有シ功用ニ足レルモノト為サ、
ル可ラス○此定規ヲ採用シタル時ハ該銀行ノ相当
ナル役員一人ニ通リ寫ニ范押ヲ記スヘシ但シ此二
通ノ寫中其一通ハ交換所委員ノ議長之ヲ保守シ他
ノ一通ハ幹事之ヲ保守スルナリ○一般投票或ハ該
定昏ノ寫ニシテ范押ノ濟ミタルモノハ之ヲ幹事ニ

預ケ置クヘシ○上ニ記載セル如ク総集會ノ節此定
規ニ同意セシ時ヨリニケ月間ニ之ヲ採用セサル銀
行ハ何レモニケ月ヲ経ルニ及テ本社中ノ社員タル
ヲ禁スベシ

第二十七章 此定規ノ追加ハ集會ノ節総社員半数以上
ノ投票ヲ以テ之ヲ定ムヘシ尤モ一般會議ニ附セン
トスル追加ノ問題ハ前ノ集會ノ節之ヲ通知スルヲ
常則トス

○ 千八百五十七年六月二十三日議定ノ件

本社中ノ集會ト正ニ稱スヘキ集會アルニ方リ当然ノ及
由ナクシテ名前ノ誤起ニ顯レタル銀行ニハ何レモ三弗
ノ罰金ヲ課スヘシ而テ斯ル罰金ニテ増殖セル財本ハ本

社中ノ議長ヨリ指示セル方法ニ從ヒ之ヲ配分スベシ

千八百六十年十月二日議定ノ件

交換所社中ノ銀行ニシテ本社中貯藏所ノ預リ金証書
社負外ノ者ニ江拂ヒ若クハ讓渡スルアルニ於テハ百弗
ノ罰金ヲ課スベシ

千八百六十五年二月十三日議定ノ件

交換所社中ノ銀行ニシテ本社中ニ入ラサル一銀行若ク
ハ諸銀行ノ為メニ交換ヲ成シ或ヒハ其紙幣乃至切手ノ
收賧ヲ行ハ時ハ前以テ斯ル收賧ヲ成スノ事實ニ関シ該
銀行ノ役員一人ノ花押ヲ記シタル通知書ヲ差出スニ非
サレハ之ヲ行フヲ許サス又斯ル收賧ノ約束ヲ解カン
トスルニハ此定規第二十五条ニ於テ辨明セシ手續ニ從
ヒ其旨ヲ通知セシテ之止ムルヲ得サルベシ

12

千八百六十五年四月二十六日追加ノ件

本社中ノ銀行ハ府下或ハ近地方ニ在リ本社中ニ加入セ
サル一銀行若クハ諸銀行ノ交換ヲ引受ケ交換所ヲ經テ
之ヲ取引スルニ至テ實ニ交換所ニ於テハ所謂一銀行若
クハ諸銀行ノ代理者タルカ故ニ其約束上ニ就テ自家ノ
取引ト同様ノ責任アリ而テ此責任ハ如何ナル支由アリ
トス其交換引受ノ約束ヲ解ク旨ノ通知書ヲ社中ノ各銀
行ニテ領収スルノ上翌朝ノ交換全ク終ルニ至ル迄ハ之
ヲ免カル、ト能ハス

千八百六十六年五月二十三日議定ノ件

近地方ニ於ル諸銀行ノ交換ヲ引受ケ交換所ニテ其取引
ヲ成ス諸銀行ノ責任ハ千八百六十五年四月二十六日追
加ノ旨ニ從ヒ自家ノ取引ト同様タルベシ

千八百七十一年九月二十一日議定ノ件

第一 毎歳年期人撰ノ第五人ノ委員ヲ撰任シ之ヲ「皆名
委員」ト稱シ此委員ヲシテ毎年期人撰ノ時ニ際シ
本社中ノ議長及幹事タルヘキ候補ノ名并下文ノ
主意ニ係ハルニ委員ノ人負タルヘキ候補ノ名ヲ
社中ニ示スノ事務ヲ掌ラシム○議長及幹事ハ二
年間ヲ限リテ之ヲ撰ミ而テ此年限満ツルノ後再
ヒ同入ヲ其職ニ任セントスル時ハ一年ノ間時ヲ
過クルノ後最前ト同様ノ手續ヲ以テ之ヲ撰ムト
ヲ得ベシ

第二 毎年諸等ノ委員タラシムルカ為メ一等委員三名
ノ旧員ヲ止メ置キ少クトスニ名ノ新員ヲ撰ミ而
テ曰委員中ニテ其在職最モ長キ者ヨリ先ツ退職

13

セシムヘシ若シ此委員總テ在職ノ年間同一ナル
カハ其中ノ二名ヲシテ闡引ニ因リ退職セシム尤
モ此等ノ人負ハ一年ノ間時ヲ過クルノ後再ヒ撰
任スルトヲ得ベシ

千八百七十二年二月十四日議定

金貨切手皆濟法

第一 紐育交換所社中ノ銀行ハ何レモ金貨ヲ以テ仕拂
フヘキ切手ヲ皆濟スルカ為メ其交換ノ約ヲ結フ
トヲ得ヘシ

第二 交換ヲ成スノ時限ハ午前十時ト定ムベシ

第三 借方ノ諸銀行ハ其員ヲ所ノ差引残高ヲ金貨ナル
カ若クハ合衆國金貨証券ニテ十二時三十分前交

大蔵省

換所ノ支配人ニ仕拂フヘシ

第四 債方ノ諸銀行ハ十二時三十分ニ至リ或ハ当日諸
計簿終リテ証拠立ノ濟ミタルヤ否々其關係セル
借方ノ銀行ニテ仕拂ヒタル差引残高ヲ交換所ノ
支配人ヨリ受取ルベシ

第五 紐育交換所ノ定規或ハ内規則中ノ諸條款若追加
ノ件々ニシテ交換上ニ於テ取引セル切手為換手
形ノ類ニ關涉スル者或ハ現今通債切手ノ日々ノ
交換ニ適當セル諸規則ニシテ前ニ掲ケタル諸条
ニ抵觸セサル者ハ一般此金債ヲ以テ仕拂フヘキ
切手ノ交換上ニ於テモ亦之ヲ適用スヘシ

第六 此方法ヲ採用スル上ハ何レノ銀行ニテモ通常ノ
銀行時間ニ其金債切手ヲ宛テ振出スヘキ諸銀行

ニ對シ仕拂ヲ成サンカ為メ之ヲ交換所ニ送致ス
ルヲ禁セヌ又斯ル送致ニ因リテ其銀行ノ為メニ
不都合ヲ引起スヘキナルベシ

第七 斯ル交換ノ事ニ付生シタル増加ノ入費ハ紐育交
換所社中ノ定規ニ於テ示セシ如ク諸銀行ヨリ其
資本金ノ多寡ニ應レテ平等ニ仕拂フベシ

第八 上ニ記載セル方法ヲ採用シタル時ハ該銀行ノ相
當ナル役人一通ノ寫ニ花押ヲ記シ其同意セシ旨
ヲ証シ之ヲ交換所ノ議長ニ差出スベシ而シテ此寫
ニ花押ヲ記シタル銀行ハ何レモ此約束ヲ解カ
トスルニ方リ交換所ノ支配人ニ少クハ二十日
時間前ニ其旨ヲ通知スルニ非ヤレハ交換ヲ止ム
ルノ自由ヲ得ヘカラス交換所ノ支配人ハ右通知

書ヲ受取ルニ至テ直ニ其旨ヲ以テ同銀行ト交換
ヲ成ス所ノ諸銀行ニ報告スベシ

千八百七十二年四月八日議定ノ件

本社中何レノ銀行ヲ問ハス其代理銀行ノ手ニ本位紙
幣ヲ引出シタル事ニ関シテ訴訟起ル時ハ交換所委員ヲ
シテ直接ニ其銀行ノ検査ヲ成サシメ而テ若シ其銀行ノ
役人等ト同謀ナルヘキ形状見ハル、或ハ本社中ノ訴訟
結局ニ至ル迄交換所ニ於テ右銀行ノ交換ヲ成スコトヲ禁
止セシム

第二十三条ノ追加 千八百七十五年十月二十九日議定

交換所ノ諸ノ費ハ諸銀行ノ用ニ給スル刊行ノ入費是レ
社中ニテヨリ割合フヘキ費用ヲ除キ下文ニ示セル如

15

ク仕拂フハキナリ即チ各銀行ハ二百弗ヲ以テ常則ノ仕
拂トナレ又前年中交換所ニ其送致シタル金額ノ平均高
ニ從ヒ其必要ノ差引残高ヲ仕拂フベシ

千八百七十六年四月二十五日追加ノ件

若シ本社中諸等ノ委員ニ欠負ヲ生スルハ残りタル委
員其補負ヲ命スルノ権カヲ有スベシ

交換所社中諸役員 千八百七十三年九月二十日
滿年期限

議長

ゲヤミツグデイホリミリイ モルキヤンツ、バングハ頭取

幹事

アレキサンドル、マストルトン マニフアクエーラルス、モルキヤンツ、バングハ頭取

交換所委員

フレデリック・デー、クッペン
 ゴウラティン、テイシヨナルバンクノ頭取兼議長
 ナヤールス、エス、ハントル
 ビイブルス、バンクノ頭取
 デワイツ、下、ジイ、ヘエース
 ユニオン、子イシヨナルバンクノ頭取
 エドワード・エイチ、ペルキンス
 イムボルトルス、エント、トレイドルス、子イシヨナル
 バンクノ出納方
 ウイリウム、ビー、ミイカル
 バンク、オス、ニューヨークノ出納方

高議委員

アモス、エイチ、トローブリック
 ゼ、セコンド、子イシヨナルバンクノ頭取兼議長
 トマス、モナハン
 ゼ、ファルトン、子イシヨナル、バンクノ頭取
 デヨルゲ、エリス
 ゼ、子イシヨナル、バンク、オス、ゼ、コムンウエルスノ
 頭取
 ウイリウム、エル、ガエンキンス
 バンク、オス、アメリカノ頭取
 デヨルゲ、ガイ、ウイリウムス
 ゼ、ケミカル、子イシヨナル、バンクノ出納方

許入委員

フランシス、エム、ハリス
 ナソウ、バンクノ頭取兼議長
 デボン、デエー、ドナルソン
 バンク、オス、ノルス、アメリカノ頭取
 フランシス、リイランド
 ニューヨーク、カウンティ、子イシヨナル、バンクノ頭取
 デヨルゲ、モンテエーダ
 セトブリス、ワード、子イシヨナル、バンクノ頭取
 デヨルゲ、エス、ベエカル
 フォルスト、子イシヨナル、バンクノ出納方

中裁委員

ゲニエル、ビー、ホルス、テッド
 ニュー、ヨルク、子イシヨナル、エクス、ゲエンナ、バンク
 ノ頭取
 デヨル、カストリイ
 アルビン、子イシヨナル、バンクノ頭取
 イー、ゲエー、ブレイク
 モルカントイル、子イシヨナル、バンクノ頭取
 エンラッ、エヌ、デヨル、グン
 ソルド、子イシヨナル、バンクノ出納方
 フランシス、エイ、パルメル
 子イシヨナル、ブロードウエイ、バンクノ頭取

指名委員

デヨルゲ、エス、エウ
 カメロカン、エクス、ゲエン、子イシヨナル、バンクノ頭取

ピートル、エム、ブライトン

フェニックス、子イシヨ子ルバンクノ頭取

ゲオン、イー、ウイリエムス

メトロポリタン、子イシヨ子ルバンクノ頭取

ローベルト、ピイ、メルリン

ブッキヤルス、エント、フローバルス、子イシヨ子ルバンクノ頭取

リツチアード、ベライ

トレイヴンズ、子イシヨ子ルバンクノ頭取

支配人

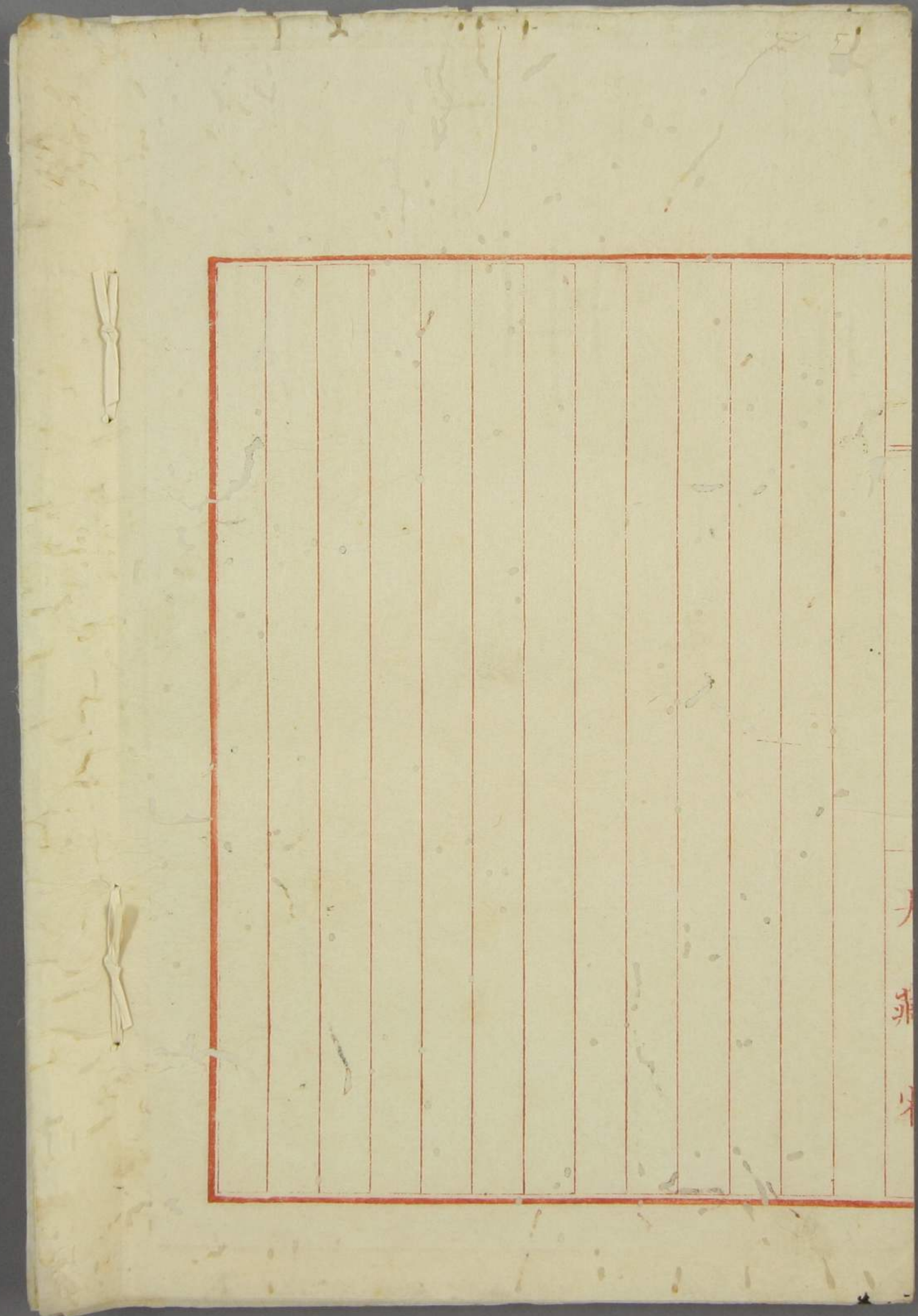
ウイリエム、エイ、カムプ

副支配人

ゲオン、ピイ、リツトル

17
次
完

大
蔵
目



大
非
宋